

市立高等学校及び市立幼稚園の市費負担教育職員に係る臨時的任用職員取扱要綱

(総則)

第1条 市立高等学校及び市立幼稚園の市費負担教育職員の産前休暇、産後休暇、育児休業、大学院修学休業等に伴う臨時的任用職員の任用に係る手続き等については、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 この要綱の対象職員は、市立高等学校及び市立幼稚園の市費負担教育職員のうち教諭、養護教諭及び実習助手（以下「教育職員」という。）とする。

(任用の要件)

第3条 横須賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じ、学校教育の正常な実施を確保するため必要と認めるときは、予算の範囲内で、臨時的任用職員を任用することができるものとする。

- (1) 教育職員が産前休暇及び産後休暇を受けたとき。
- (2) 教育職員が育児休業を受けたとき。
- (3) 教育職員が大学院修学休業を受けたとき。
- (4) 教育職員に欠員を生じたとき。

(資格要件)

第4条 臨時的任用職員は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する各相当学校の相当普通免許状を有する者で、教育委員会が指定する健康診断をあらかじめ受診し、「適」の判定を受けたものでなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(職名)

第5条 臨時的任用職員の職名は、次表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職名とする。

臨時的任用職員によって充てようとする職	臨時的任用職員
教諭	教諭

養護教諭	養護教諭
実習助手	実習助手

(任用期間)

第6条 臨時的任用職員の任用期間は、次のとおりとする。

(1) 産前休暇及び産後休暇に係る臨時的任用職員

採用時においては、当該教育職員の産前休暇開始日の2日前（勤務を要しない日及び休日を除く。）から出産予定日の翌日を起算日として30日までの期間のうち教育委員会が必要と認める期間とし、出産後については、当該教育職員の産後休暇終了日の1日後（勤務を要しない日及び休日を除く。）までの期間のうち教育委員会が必要と認める期間を更新するものとする。

(2) 育児休業に係る臨時的任用職員

教育職員の育児休業の終了日の1日後（勤務を要しない日及び休日を除く。）までの期間のうち教育委員会が必要と認める期間とする。

(3) 大学院修学休業に係る臨時的任用職員

教育職員の大学院修学休業の終了日の1日後（勤務を要しない日及び休日を除く。）までの期間のうち教育委員会が必要と認める期間とする。

(4) 欠員に係る臨時的任用職員

教育委員会が必要と認める期間をする。

(任用手続)

第7条 対象職員の所属長は、臨時的任用職員の任用等をしようとするときは、次表により関係書類を教育委員会に提出するものとする。

発令区分	内 容	具申様式	摘 要
任用	産前休暇及び産後休暇に係る臨時的任用職員又は、育児休業に係る臨時的任用職員を新たに任用する場合	第1号様式	任用予定日の14日前までに提出する。

	大学院修学休業に係る臨時的任用職員又は、欠員に係る臨時的任用職員を新たに任用する場合	第 2 号 様式	
延長	出産の遅延に伴い任用期間を延長する場合	第 1 号 様式	添付書類なし（任用期間が切れる 3 日前までに提出する）。
更新	出産に伴い任用期間を更新する場合	第 1 号 様式	出産後直ちに提出する。
	産前休暇及び産後休暇に係る臨時的任用職員から引き続き育児休業に係る臨時的任用職員となる場合		育児休業に係る臨時的任用職員にあつては育児休業の承認を得た後直ちに提出する。
	育児休業期間の延長に伴い任用期間を更新する場合		育児休業に係る臨時的任用職員にあつては育児休業期間の延長の承認を得た後直ちに提出する。
	育児休業に係る臨時的任用職員の任用期間を更新する場合	第 2 号 様式	
辞職	臨時的任用職員が辞職する場合	第 3 号 様式	辞職の事由が発生したと認められた後直ちに提出する。

（給与）

第 8 条 臨時的任用職員の給与の取扱い及び初任給の決定は、教育職員に準じるものとする。

（出張及び旅費）

第 9 条 学校長は、臨時的任用職員に対し、出張を命じることができる。

2 前項の規定により、臨時的任用職員が出張を命じられた場合は、旅費を支給することができる。

3 出張命令及び旅費の支給手続き等については、教育職員の例によるものとする。

(分限及び懲戒)

第10条 臨時的任用職員の分限及び懲戒については、法令に特別の定めがある場合を除き、教育職員に準じるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月23日から実施する。

改正経過

平成27年8月20日改正

令和4年3月30日改正